

命の水の汚染と健康被害を懸念する住民に対する総合的な対策に関する決議

有機フッ素化合物PFOS、PFOA、PFHxS等による汚染が嘉手納基地周辺のみならず北谷浄水場から供給される水を通して県内7市町村へと影響と不安が広がっている。

北谷浄水場では、米国環境保護庁（EPA）の生涯健康勧告値を参考に低減の努力が図られ、即座に健康に影響することなく安全は担保されるとするが、他浄水場に比べ数値が高いことからすると利用者の不安は払しょくされない。有機フッ素化合物は、健康への影響として、即効性はなく蓄積され続ける事により、ガンや内臓疾患等の病気を引き起こす可能性がある事が動物実験や過去の事例より明らかであり、POPs条約により廃絶または制限するよう規定され、人体・環境への影響が懸念される化合物である。

沖縄県企業局は2016年の有機フッ素化合物の検出を受け、活性炭処理による除外と低減に加え、毎日水質チェックをする等の対策を行い、原因の疑いのある嘉手納基地への立ち入り調査も併せて求めているが、米軍は事実を認めないばかりか、調査自体を拒んでいる。しかしながら様々な状況証拠により限りなく嘉手納基地に起因する可能性を示している。現状において特段健康への影響が認められる事例は見られないが、1970年代より米軍が使用し続けたPFOS等の体内等への蓄積は、対策を施して約3年余りが経った事で血中濃度等は薄まるなど、状況が変わりつつある。そこで、ガンや内臓疾患等を患い、中には亡くなった方との本件との因果関係を確認する上でも早急な調査が必要とされる。

よって、多くの町民及び県民が不安を抱えているという実態を直視し、迅速かつ積極的な対策に乗り出すよう、日米両政府の責任において次の事項について特段の対策を講じるよう強く求めるものである。

記

1 環境補足協定第4条に基づき、本件は、環境への影響に係る事案に相当する事からも当該自治体の要請に基づき、直ちに嘉手納基地内の汚染物質が流出箇所を明確にし、現状の保存と継続的に調査出来る環境整備を行うこと。

2 国、県は速やかに関係する住民の健康と補償を担保するために血中濃度の検査をするなどの実態調査を行い、継続的に調査を行うこと。

3 健康に影響しない濃度であろうと、利用者の不安を払しょくできない現状があるならば、直ちにリスクのある取水場からの取水を停止し、継続的に他地域と変わらない安全・安心な水の提供ができるよう取水先を変更するなどの対策を講じること。

4 有機フッ素化合物による汚染の除去と環境が元の状態戻るまでの費用負担の補償と万が一、人体への影響が認定される事案となった場合には、日米両政府の責任において対象者への完全な補償を行うこと。

以上 決議する。

令和元年6月20日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米軍司令官 第18航空団司令官
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 厚生労働大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省匿名全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長